

オンライン開催システム高度化推進資金取扱規則

2022年 5 月 13日理事会制定

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という）の、オンライン開催とハイブリッド開催のために、理解ある関係者からの貴重な寄附金を財源とする資金（以下「オンライン開催システム高度化推進資金」という）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 このオンライン開催システム高度化推進資金は、当連合の公益事業である学術大会の開催および普及活動の一層の発展に資するために、新たなオンラインシステムの構築やハイブリッド開催に向けたシステムの改修などの実施に向けた資金を寄附金により調達し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第3条 このオンライン開催システム高度化推進資金は、当連合が途を指定して募集をした寄附金を財源として令和3年度に3,061,001円を積立てる。なお、このオンライン開催システム高度化推進資金の今後の積立限度額は、2000万円とする。

2 このオンライン開催システム高度化推進資金は、寄附金により得られた3,061,001円を令和4年度に800,000円を取り崩し、令和5年度に2,261,001円を取り崩し第2条の目的に適用事業に充てる。

(資金の運用方法)

第4条 このオンライン開催システム高度化推進資金は特定資産として、元本の安全性に配慮して運用する。

(資金の支出)

第5条 このオンライン開催システム高度化推進資金は、以下該当する事業に対して支出することができる。

- (1) オンライン開催またはハイブリッド開催においてオンライン化するにあたり、必要となるシステムの構築および運用
- (2) オンライン開催またはハイブリッド開催においてオンライン化を推進するにあたり、効率よく実施するシステムの構築および運用

(資金活用の発議)

第6条 第5条に関しては、当連合の大会運営委員会からの発議と理事会の承認により、このオンライン開催システム高度化推進資金を活用した事業を実施する。

(資金の維持・管理)

第7条 このオンライン開催システム高度化推進資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

- 2 このオンライン開催システム高度化推進資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 このオンライン開催システム高度化推進資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長はオンライン開催システム高度化推進資金の使用した事業の内容を年度毎にとり

まとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、2022年3月31日から施行する。